社労士 ふ く し ま　月間情報　No.205
2014.8 月号

福島県社会保険労務士会　〒960-8252
発行担当者　広報委員会　蓬田信一　福島市御山字三本松 19-3
http://fukushima-sr.jp　TEL０２４－５３５－４４３０
E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp　FAX０２４－５３４－５４３２

目　次

P2～ 県会情報　・研修会の予定
・賞与支払届の届出用紙の社労士あて一括送付の取扱い
・年金・労働総合相談所　・電話番号変更・新設のお知らせ
・電子申請どうでしょう
P3～ 連合会情報　・電子申請　・連合会 HP 会員専用ページ情報　・参考図書
P4 地協・支部　・東北北部３県労務管理研修会　・いわき支部研修会
関係機関だより　・協会けんぽ　・社会保険ふくしま
P5 事務局だより
P6～ 理事会だより　・社会保険関係に関する書類不備にかかる返戻の留意事項について
P10 政連だより

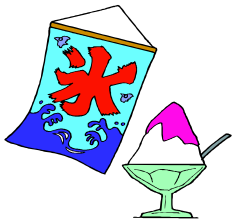

1. 第 1 回研修会の開催について

（P11～12）　申込締切 9 月 19 日(金)必着

2. 平成 26 年度北海道･東北地域協議会主催 東北北部 3 県労務管理研修会の開催について

（P13～15）　申込締切 8 月 29 日(金)必着

3. 高等学校における「高校生支援セミナー」講師の募集について

（P16～19）　申込締切 8 月 29 日(金)必着

4. 福島県建設業協会における「処遇改善に向けたアドバイザリー業務」に関わる相談員の募集について

（P20～21）　申込締切 8 月 29 日(金)必着

5. 平成 26 年度倫理研修の開催について

（受講対象者のみ）　申込締切 9 月 30 日(火)必着

県　会　情　報

１．　研修会の予定

第1回 研修会	9月30日（火） 13：30～17：00 コラッセふくしま	「倫理研修」 ・懲戒事例、委託契約等	武田業務委員長
		「社労士は労働法をこう使え！第２弾」 ～ブラック社員から会社と社長を守る解雇・残業代トラブルの防ぎ方・対処の仕方～	弁護士 向井　蘭　氏
倫理研修	11月28日（金） 13：30～17：00 ﾋﾞｯｸﾞﾊﾟﾚｯﾄふくしま	講義（DVD視聴含む）、グループディスカッション、解説	武田業務委員長 吉田業務副委員長

※第１回研修会へ参加ご希望の方は、**参加申込書（P12）**にご記入のうえ、**9月19日（金）**までに県会事務局までお申込みください。

※倫理研修については、5年に1度全会員が受講していただくことになっております。**今年度の受講対象者には別紙ご案内を同封しております**ので、**9月30日（火）**までに必ず受講確認書の提出をお願いいたします。

２．　賞与支払届の届出用紙の社労士あて一括送付の取扱いについて

平成26年3月31日付福島社発第298号「算定基礎届等の届出用紙の社労士あて一括送付の取扱いについて」にてご連絡しましたとおり、社会保険労務士受託事業所一覧表について、確認・提出いただきました。

受託事業所一覧表（顧問先）のすべての受託事業所の同意書が提出されている場合は、賞与支払届についてそれぞれの支払月に社労士あて一括送付できることとなりました。

すべての事業所の同意書が提出されていない場合は、システム上、賞与支払届については、事業所への送付となることをご了承ください。

ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

３．　年金・労働総合相談所について≪これまでの相談件数≫

実施	年金･労働総合相談所			
	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
26年度(6月)	3件	3件	3件	3件
7/23(水)	1件	1件	1件	1件
今年度実績	4件	4件	4件	4件
総計	H15.6～26.7　147件		19.7～26.7　96件	
実施	被災者支援無料相談会(県会事務局)			
	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
7/16～8/6	4件	4件	1件	2件

＜次回相談員＞

○年金・労働総合相談所

【8/27】・大橋隆一

・杉原正雄

○被災者支援無料相談会

【8/20】飯田弘子

【9/3】　村山敦子

【9/17】丹治　勧

４．　電話番号変更・新設のお知らせ

県会事務局に併設しております「福島県最低賃金総合相談支援センター」及び「福島県医療労務管理相談コーナー」の電話番号について、以下のとおり変更及び新設になりました。県会事務局の電話番号とは異なりますので、ご注意ください。

☆福島県最低賃金総合相談支援センター　　TEL：024-531-1515

☆福島県医療労務管理相談コーナー　　TEL：024-533-2380

電子申請どうでしょう【第 12 回】

皆さん、こんにちは。昨年から開始された「電子申請どうでしょう」のコーナーも、今回で第 12 回となりました。月日が過ぎるのは早いですね。

私事ですが、開業してから 2 年と 4 ヶ月目に入りました。業務に慣れてきたら、自分のペースで仕事ができて、休日も好きな時にとれて、社労士生活をエンジョイできるんだろうなぁなんて妄想していたのですが、いつまでたってもその気配がありません。受注数や顧客数から考えて、もっと時間に余裕があるはずなのに、なぜかいつも仕事に追い立てられている気がして長時間労働してしまっている自分がいます。ワークライフバランスを推進すべき社労士が、これではいけませんよね。というわけで、私の喫緊の課題は「労働時間短縮・休暇増加と生産性向上」であります。この課題解決に一役買ってくれているのが、電子申請です。正確に言うと、業務ソフトを利用した電子申請です。

業務ソフトでは、複数の手続が一括して行える「一括申請」機能が使えます。電子申請のネックはデータ送信を完了させるまでの操作が何段階にもなっていて面倒なことだと思うのですが、一括申請だとそういった面倒な操作が不要です。私の使っている業務ソフトの場合、e－Gov 画面で複数手続データが一括された圧縮ファイルを呼び出して、ペロッと送信するだけで完了です。また、業務ソフトでは関与先の事業所データ、従業員データ、手続履歴などが管理でき、管理工数の削減にも役立ちます。業務ソフトをアピールしているみたいに聞こえるかもしれませんが、業務ソフト会社の回し者ではございません(笑)

電子申請により 1、2 号業務を迅速に行うことは、お客様の満足度向上につながりますし、更なるスキルアップや 3 号業務の幅を広げるための時間と（好きなときに休日をとれちゃったりする）余裕を創り出すこともできるでしょう。お客様にとってもご自身にとってもメリットが大きいのではないでしょうか？電子申請を積極的に利用して、ご一緒に社労士生活をエンジョイしましょう。

電子化推進特別委員会　委員　鈴木麻衣子（いわき支部）

連合会情報

1．　社会保険関係の電子申請における添付書類の取扱いについて

平成 26 年 7 月 8 日から、社会保険労務士が事業主に代わって（提出代行により）、電子申請行う場合の取扱いと社会保険労務士が提出代行により電子申請する場合の添付書類の取扱いが変更となります。

上記詳細については、日本年金機構のＨＰをご確認ください。

http://www.nenkin.go.jp/n/www/individual/result.jsp?life_genre=052

2．　連合会 HP 会員専用ページ情報

以下について、連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。

http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

＜通達情報＞

- 厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令の施行について
- 国民年金法等の一部を改正する法律附則第５条第１３号に規定する第四種被保険者の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件について

＜トレンドボックス＞

- ✧ 各都道府県等に対する障害年金制度周知にかかる厚生労働省通知の発出(情報提供)
- ✧ 厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令の施行（情報提供）
- ✧ 日本年金機構における事務センターの統合・移転について
- ✧ 国民年金法施行規則の一部を改正する省令の公布（情報提供）

３．　参考図書の頒布のご案内

連合会の編集による社会保険労務六法等平成 26 年版参考図書を頒布しております。購入希望の方は、連合会発行「月刊社労士 6 月号」巻末の申込案内をご覧いただき、直接連合会までお申し込みください。県会では販売はしておりませんのでご注意ください。

図　書　名	特別価格 （税込・送料込）
社会保険労務六法平成 26 年版 （平成 25 年 11 月発行）	7,200 円
社会保険労務ハンドブック平成 26 年版 （平成 25 年 11 月発行）	3,600 円
社会保険の実務相談 （平成 26 年 7 月発行）	2,470 円
労働基準法の実務相談 （平成 26 年 7 月発行）	2,470 円
労働保険の実務相談 （平成 25 年 7 月発行）	2,260 円

地協・支部

1.　東北北部3県労務管理研修会（P13～15）

参加ご希望の方は、参加申込書（P15）により**8月29日（金）**まで**岩手県会**にお申込みください。

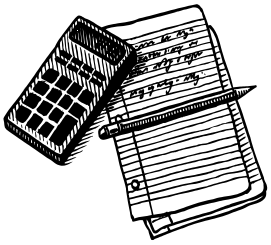

2.　いわき支部研修会

○日　時　平成 26 年 8 月 29 日(金) 13：30~ 17：00

○場　所　いわき市生涯学習プラザ研修室

（いわき市平字一町目 1 番地ティーワンビル 4 階　Tel.0246-37-8888）

○内　容

①「最低賃金引き上げに向けた中小企業支援事業について　13：35～14：05

講師：福島労働局賃金室　担当者

②「懲戒事案から考える社労士の倫理(グループ討議)」　14：05～14：35

③「職場におけるメンタルヘルス~ 不調者の傾向と対策~(仮）」14：50～16：50

講師：会津中央病院救命救急センター・心療内科医師

会津支部　村山浩之会員

④その他（連絡事項等）　16：50～17：00

関係機関だより

1.　最新情報・健保クイズを配信・・・協会けんぽ

協会けんぽ福島支部では、毎月 5 日前後にメールマガジンを配信しております。配信登録は無料です。下記ホームページアドレスからご登録ください。

検索サイトより「協会けんぽ福島　配信登録」の検索でも接続いただけます。

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,47622,78,639.html

2. 社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会 HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

事務局だより

※ 社会保険労務士試験 試験科目免除指定講習のお知らせ

社会保険労務士事務所等で労働社会保険法令事務に15年以上従事した従事者は、試験科目免除指定講習を受講することによって、試験科目の一部を免除されます。

社会保険労務士試験 試験科目免除指定講習の受講案内を希望される方は、事務局までご連絡ください。(受講申込期間8月1日(金)～9月1日(月))

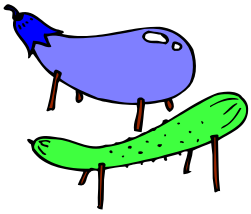

※お盆休みのお知らせ

県会事務局は、8 月 13 日(水)～15 日（金）はお盆休みのため休ませていただきます。

※県会 HP （http://fukushima-sr.jp）月間アクセス数情報

7 月 1 日～31 日総アクセス数　1,326(内訳:新規 763 リピーター 563)

会務報告及び予定

7月　5～6日　街角の年金相談センターセンター長、受付･相談部門長会議
9日　第1回常任理事会（県会事務局）
10日　東北福島年金事務所との連絡会議（東北福島年金事務所）
14日　第1回理事会・幹事会（県会事務局）
15日　東北税理士会福島県支部連合会総会（郡山ビューホテルアネックス）
16日　福島県地域年金事業運営調整会議（コラッセふくしま）
18日　北海道・東北地域協議会主催北海道地区労務管理研修会（ホテルさっぽろ芸文館）
23日　第135回年金・労働総合相談所（事務局）
23日　第1回年金労働総合相談所正副所長会議（福島テルサ）
23日　年金労働総合相談所第1回研修会（福島テルサ）
24日　新規年金相談員養成研修（オリエンテーション・グループ研修）（事務局）
25～26日　新入会員研修会（あだたらふれあいセンター）
29日　第1回災害対策特別委員会（郡山市総合福祉センター）
8月　7日　新規年金相談員養成研修（グループ研修）（事務局）
11日　街角の年金相談センター福島運営部委員会、連絡調整会議（年金相談センター）
21日　新規年金相談員養成研修（グループ研修）（事務局）
27日　第136回年金・労働総合相談所（事務局）
29日　いわき支部研修会、長野県会諏訪支部といわき支部の姉妹支部提携に関する調印式及び祝賀会（いわきワシントンホテル）
9月　2日　日本政策金融公庫「創業支援セミナー」
18日　東北北部3県労務管理研修会(ホテルメトロポリタン盛岡)
30日　第 1 回研修会

会員異動報告

	支部	名簿ﾍﾟｰｼﾞ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【入会】	いわき	8/1 付 入会 開業	ｶﾄｳ ｶｽﾞｼ 加藤和志	加藤和志社会保険労務士事務所 いわき市小名浜下神白字千速 18-6 TEL/FAX 0246-54-5632
【変更】	郡山	P9	相場静江	事務所所在地 郡山市富久山町久保田字恩田 75 番地 酒井ﾏﾝｼｮﾝ 302 号
	福島	P21	丸川　潤	7/16 付勤務→開業へ変更
【退会】	郡山	P9	池田正男	7/31 付登録抹消

第1回　理　事　会　報　告

日　時　平成26年7月14日（月）11：30～17：40
場　所　県会事務局（福島市）
出席者　16名　金子会長、宍戸・冨田副会長、草野・武田・吉田常任理事、
　　渡邊・菅野・北目・大橋・瀬尾・佐藤・中目・蓬田・長倉・菊地理事
欠席者　３名　星・清水・菅沼理事

報告事項

・ 6月24日に復興支援事業等に関する新規相談員を対象とする研修会を開催。
・ 新規年金相談員養成研修について、7月11日から開催の予定であったが、台風の影響を考慮し中止とし、7月24日、8月7日、21日、28日の4日間に変更した。
・ 福島県社会福祉協議会との労働条件診断事業について、7法人（予定10法人）から申し込み。
・ 労働条件審査の導入等について、福島市担当課（管財課）へ説明を行った。
・ 年金相談事業について、県会年金・労働総合相談所において年金記録の確認ができるよう可搬型WMを設置した。（6月25日契約、27日事務局設置）
・ 街角年金相談センターにおける1ブースあたりの相談について、4月9.7件、5月8.9件、6月10.3件、平均9.7件（25年度の平均相談件数7.7件）と増加傾向にある。
・ 平成26年度は、年金事務所における年金相談業務を行う年金相談員を対象にした四半期ごとのスキルアップ研修、新規年金相談員養成のため、年金事務所においての実地研修（0JT研修）を行うことができることとなった。スキルアップ研修を6月28日に開催した。
・ ＡＤＲセンターについて、弁護士会よりあっせん担当弁護士として荒木貢弁護士（再任）、山内崇史弁護士（新任）が推薦され選任した。
・ 最賃センターにおける専門家派遣について、6月末で38件（予定90件）実施。郡山市及び会津若松市における出張相談の相談を増やすため出張相談のポスターを作成。
・ 医療労務管理相談コーナー事業については、5月16日に企画委員会を開催し、コーナーの運営、事業の推進について検討を行った。この事業の周知のためにチラシを作成し、医師会と看護協会の機関紙への折込を依頼した。また、県会ホームページにコーナーのバナー及びページを掲示した。
・ 社会保険関係書類の返戻について、年金事務所に申入れを行い、別添のとおり整理された。算定の用紙の送付時期については、もっと早く送付されるよう今後申入れを行う。
・ 他　省略

審議事項

１．　総会の総括について
　　議案審議がスムーズに進行され、すべての議案が承認された。
　　来賓の入場がスムーズにはこぶよう、次回総会までに入場の仕方を検討する。
　　セレモニー、懇親会の運営等についても次回総会までに検討する。

２．　今後の事業の執行について

（１）　復興支援事業

無料相談会について、8月下旬から6回（金融機関、商業施設、病院、仮設住宅集会所）で実施する。8月は、金融機関に実施の依頼をする。

中小企業復興支援セミナーは、11月、3月に開催する。

建設業、除染業等を対象とし福島市、郡山市若しくはいわき市で開催。

詳細については、災害対策委員会で決める。

（２）　第８次社労士法改正の取り組み

通常国会（参議院）において継続審議となったが、臨時国会においての成立をめざし、政連と連携し進めることを確認した。

（３）　資質向上に関する研修

研修会の出席率の向上のため、テーマ等業務委員会において検討する。

倫理研修及び倫理研修未受講者への研修の強化、品位保持に関する研修の実施を含め支部においても倫理の高揚に努める。また、県会として組織全体で非倫理的行動を排斥する気運を作るための活動を展開していく。

（４）　経営労務監査事業

福島県社会福祉協議会の労働条件診断事業を推進する。

自治体への労働条件審査導入、指定管理者選定委員会委員への社労士の登用について、政連と連携し働きかける。

労働条件審査・診断について、引き続き会員向け研修を開催するとともに、一般事業所への利用の促進について検討していく。

（５）　ＡＤＲセンターの運営等に関する事業

ＡＤＲセンターの広報については、広報委員会で県会の広報の中で検討する。

ＡＤＲセンターの利用促進のため、年金・労働総合相談所との連携を密にする。

また、具体的なあっせんの手続きに関するあっせん代理の研修を会員に対して行う。

あっせん委員の研修もあわせて行う。

（６）　年金・労働総合相談所の事業

可搬型WMの貸与により相談所における相談体制の充実を図った。可搬型WMを使用しての年金記録の確認に関して7月23日の相談所研修会で説明する。

相談所の研修会、退職セミナー等については、相談所正副所長会議で検討する。

（７）　街角の年金相談センターの事業

平成27年度の相談ブースの増加に向け、相談員の養成を図り、体制を整える。

年金相談及び手続きに関する名簿作成に希望した会員の名簿について、当面、年金相談センターに設置する。

（８）　成年後見制度の事業

センターの設立に関して、成年後見人養成研修の受講修了者の意向を確認する。

また、他県でのセンターの設置・運営状況についての情報を収集する。具体的には、成年後見制度特別委員会で検討する。

（９） 広報等の事業

社労士制度の広報について、広報委員会で検討する。

県会ホームページから個人ホームページへのリンクは継続審議とする。

（１０） 電子申請の利用促進事業

電子申請の利用促進のため、社労士の電子証明書の取得促進に努める。

（１１） 高校生支援セミナーに関する事業

県立高校におけるセミナーの実施について、引き続き県教育庁に要請する。

セミナーのテキストについて、連合会作成のテキストの使用も含め総務委員会で検討する。

大学等への実施については、アンケート調査を行い検討する。

（１２） 建設業の労務管理改善に関する事業

建設業を対象とした「雇用管理セミナー」を実施する。実施については、建設業協会と協力連携を図る。

福島県建設業協会より建設業における賃金、就業規則の見直し、社会保険未加入の対応等、労働者の処遇改善に関する相談・指導の事業「処遇改善に向けたアドバイザリー事業」について協力の要請があり、この事業の周知と実施者の募集を行うこととした。（担当理事：冨田副会長）

（１３） 社会貢献に関する事業

福島県立医大でのがん治療者等への就労支援事業について継続協力する。治療・入院しながらの障害年金等の手続きなどは、街角の年金相談センターとの連携を図る。

（１４） 社労士制度の推進普及、事業所関与率向上の事業

医療労務コンサルタント研修について、新規及びフォローアップ研修を行う。詳細については、次回理事会で検討する。

25年度の受講修了者は、県会ホームページ上で公開する。

（１５） 組織の強化について

常設委員会について、理事のほかに一般会員を加えることを含め、委員会体制の見直しについて、総務委員会で検討する。

役員改選における基準等についても総務委員会で検討する。

３． 理事の役割分担について

新理事の就任及びいわき支部長の就任により、理事の役割分担を次のとおりとした。

菊地紀男理事･･･総務委員会、経営労務監査推進特別委員会、成年後見制度特別委員会

吉田昌樹常任理事（いわき支部長）･･･業務監察委員会、苦情処理委員会、業務委員会、経営労務監査推進特別委員会、街角の年金相談センター福島運営部委員会

４． 職員の給与等について

予算の範囲内で会長一任とされた。

社会保険関係に関する書類不備にかかる返戻の留意事項について

１．軽微なもの

原則、書類の不備がある場合は提出者に不備の訂正を求めることになります。

ただし、当機構マニュアルに禁止されている本人の自署や押印の不備、第三者が記載証明している欄の不備、申請者の意思を表示する欄、審査の要件にかかる欄の不備を除く次の事項の範囲内で電話照会による補正を行っています。

①明らかな誤字、脱字等で特定可能なもの

②添付書類や窓口装置で事実確認が可能なもの

③届出義務にかかる通知事項の不備で口頭（電話等）で確認できたもの

２．書類提出時に注意しなければならない点（返戻する代表的なもの）

①重要事項に係る記入もれ・押印もれ

・資格取得届　　･･･資格取得日、報酬月額、基礎年金番号、住所

・被扶養者異動届･･･被扶養者収入、被扶養者になった日
所得税法の規定による扶養親族となっている被扶養の収入確認書類を省略する場合の、「へ欄」確認の表記。

②届出が 60 日以上遅延した場合の事実確認のための添付書類もれ

・資格取得届　　･･･賃金台帳及び出動簿の写し、雇用契約書の写し

・資格喪失届　　･･･賃金台帳及び出動簿の写し、雇用保険資格喪失確認通知書の写し

・月額変更届　　･･･固定的賃金の変動があった月の前月以降の賃金台帳の写し及び出勤簿の写し。役員の場合は、賃金台帳の写し及び取締役会議事録の写し。
※５等級以上標準報酬月額が引き下がる場合も同様の添付書類が必要

・被扶養者異動届･･･「被扶養者になった日」「理由」の事実確認ができる書類
「理由」が被保険者の資格取得と同時に被扶養者となる場合は遅延理由書

③その他の添付書類もれ

・継続再雇用にかかる資格喪失届、資格取得届
･･･退職を確認できる書類（定年退職にかかる就業規則の写し等）及び再雇用の事実を確認できる書類（雇用契約書の写し等）

・資格取得届　　･･･基礎年金番号を持たない外国人の場合、在留カードの写しの添付もしくは本人確認した事実の備考欄への表記

・資格取得届（報酬訂正）･･･訂正をする理由書、賃金台帳及び出動簿、雇用契約書等

・被扶養者異動届･･･被保険者と被扶養者の姓が異なる場合、続柄確認の戸籍謄本等。
同居が要件となる被扶養者の場合、世帯全員の住民票。
非課税収入（遺族年金、障害年金、失業給付等）がある場合、その金額が確認できる書類。
被扶養者収入が被保険者収入の１/２以上の場合、生計維持申立書

・育児休業取得者申出書、産前産後休暇取得者申出書
･･･休業終了後の提出の場合は、遅延理由書、賃金台帳及び出動簿の写し

なお、軽微な不備であっても複数にわたる場合や疑義が生じる場合は返戻し訂正を求めることもありますのでご承知いただきたい。

政連だより

第１回　幹　事　会　報　告

日　時　平成２６年７月１４日（月）10：30～11：20
場　所　事務局（福島市）
出席者　幹事15名
　　宍戸会長、金子・冨田副会長、渡邊・北目・菅野・大橋・
　　佐藤・吉田・中目・草野・蓬田・武田・長倉・菊地幹事
欠席者　４名　星副会長、清水・瀬尾・菅沼幹事

審議事項

１．　労働条件審査の具体的な取り組み

　７月末日までに県内の市長及び市議会議長あてに労働条件審査導入（モニター管理を含む）及び選定委員への登用について、本会との連盟で文書にて要請を行う。市役所から問合せ等があった場合には、地元本会支部長を中心にあらためて訪問し説明等を行うこととした。

　また、年度内に福島県の国会議員との懇談会を開催することとした。国会議員とのパイプ作りに取り組むため、各議員の報告会やレセプションにも積極的に出席する。

２．　東日本大震災復興支援事業

　本会が実施する東日本大震災復興支援事業に協力する。

３．　未加入会員への働きかけ

　各幹事から未加入会員へ政連への理解と加入を勧奨し、92％の加入率を目標とし、次回幹事会までに報告を受けるものとする。

報告事項

　第８次社労士法改正について、衆議院本会議では可決されたが、参議院厚生労働委員会及び参議院本会議で次回国会への継続審議となった。

【活動報告】

7月12日　玄葉光一郎君の国会在職20周年を祝う会
　　（母畑温泉八幡屋）　大橋幹事出席

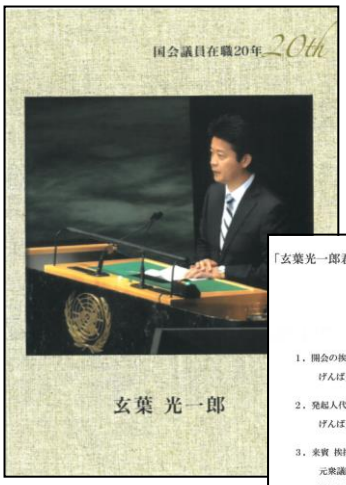

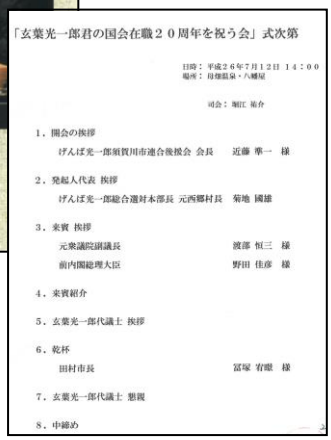
「玄葉光一郎君の国会在職２０周年を祝う会」式次第

日時：平成２６年７月１２日　１４：００
場所：母畑温泉・八幡屋

司会：堀江　祐介

１．開会の挨拶
　げんぱ光一郎頑賀川市連合後援会 会長　近藤 準一　様
２．発起人代表 挨拶
　げんぱ光一郎総合選対本部長 元西郷村長　菊地 國雄
３．来賓 挨拶
　元衆議院副議長　渡部 恒三　様
　前内閣総理大臣　野田 佳彦　様
４．来賓紹介
５．玄葉光一郎代議士 挨拶
６．乾杯
　田村市長　冨塚 宥恕　様
７．玄葉光一郎代議士 懇談
８．中締め

7月27日　吉田泉 国会議員10周年 と出版を
　　祝う会（いわきワシントンホテル）
　　吉田幹事長出席